

イスラエルによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、イスラエル向けに輸出される 6 県産の一部の食品について、全ロットの輸入時の検査又は放射性物質検査報告書を求められる規制措置が採られていましたが、イスラエル政府から、当該規制を 1 月 25 日付けで撤廃した旨通知がありましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域のは、事故後の 54 から 15 に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_210129.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和 3 年 1 月 29 日現在）」

【参考 1 撤廃前のイスラエルの規制概要】

対象地域	品目	規制内容
福島県	全ての食品	全ロットの輸入時の検査又は放射性物質検査報告書の提出
岩手県、宮城県	穀物（コメを含む）、きのこ類、山菜類、水産物	
栃木県、群馬県、千葉県	きのこ類、山菜類、水産物	

【参考 2 2019 年のイスラエル向け食品・農林水産物の輸出額】

4.6 億円（醤油、アルコール飲料、干しのり・焼きのり他）、世界第 49 位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出先国規制対策課
担当者：貞包（さだかね）、中尾、大村
代表：03-3502-8111（内線 4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475